二　適格格付が付与されていない有価証券の発行者等に対する与信相当額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じて得た額を超える場合　取引及び資産等の区分に応じた取引先リスク相当額

9　法第三十五条第四項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けた業務については、当該業務に係る取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る危険に相当する額を取引先リスク相当額に加算しなければならない。

第七章　基礎的リスク相当額

（基礎的リスク相当額）

第二十条　基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前一年間の各月の営業費用（販売費、一般管理費及び金融費用（現先取引費用を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の額の合計額に四分の一を乗じて得た額とする。

2　各事業年度の決算において会計処理をした営業費用がある場合には、当該営業費用の額を営業費用の合計額に加算し、又はこれから控除しなければならない。

3　前二項の営業費用の計算に当たっては、次に掲げるものを控除することができる。

一　支払手数料のうち、次に掲げるもの

イ　営業収益と両建てとなる委託手数料

ロ　営業収益と両建てとなる引受け・売出し手数料及び募集・売出しの取扱手数料の金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）及び法第五十八条に規定する外国証券業者への払戻し

二　通信・運送費のうち、金融商品取引所の会員等（法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下この号において同じ。）である金融商品取引業者による金融商品取引所の会員等となっていない金融商品取引業者に対する払戻し

三　減価償却費

四　貸倒引当金繰入れ

五　支払債券利子

六　金融収益と両建てとなる信用取引に係る支払利息（信用取引に係る受取利息を超えないものに限る。）及び有価証券品借料（信用取引に係る有価証券品貸料を超えないものに限る。）

4　基礎的リスク相当額は、計算を行う日の属する月の前々月以前の期間が一年に満たない場合は、合理的な方法により算出しなければならない。

第八章　雑則

（標準処理期間）

第二十一条　金融庁長官は、この告示の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、第十五条第一項の規定による承認に関する申請に対する処分は、三月以内にするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十三年四月一日から適用する。

（適用日前から金利感応度の分析を行っている特別金融商品取引業者のみなし承認規定）

第二条　この告示の適用の開始の際現に金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）第七条第一項の承認を受けている金融商品取引業者であって平成二十三年六月三十日までに法第五十七条の二第一項の規定による届出をした者は、当該届出をした日後一月間に限り、第十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出をした特別金融商品取引業者は、当該届出をした日において第十一条第一項の承認を受けたものとみなす。

（適用日前から内部管理モデル方式を採用している特別金融商品取引業者のみなし承認規定）

第三条　この告示の適用の開始の際現に金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第十一条第一項の承認を受けて内部管理モデル方式を用いている金融商品取引業者であって平成二十三年六月三十日までに法第五十七条の二第一項の規定による届出をした者は、当該届出をした日後一月間に限り、第十六条第一項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に届け出ることができる。

2　前項の規定による届出をした特別金融商品取引業者は、当該届出をした日において第十五条第一項の承認を受けたものとみなす。

（公布日前において自己資本に算入されている資本調達手段の経過措置）

第四条　この告示の公布の日前において府令第百七十六条第二項に規定する長期劣後債務又は同条第三項に規定する短期劣後債務に該当する自己資本については、それぞれ、第五条第二項に規定する長期劣後債務又は同条第三項に規定する短期劣後債務とみなす。

○金融庁告示第百二十九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の六第二項の規定に基づき、特別金融商品取引業者及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

金融商品取引法（以下「法」という。）第五十七条の六第一項の規定による命令は、次の表に掲げる経営の健全性の状況（法第五十七条の五第二項に規定する経営の健全性の状況をいう。）に係る区分に応じ、それぞれ同表に定める内容とする。

経営の健全性の状況に係る区分	命令の内容
区　分	連結自己資本規制比率
非対象区分	百四十パーセント以上
第一区分	百二十パーセント以上百四十パーセント未満	連結自己資本規制比率を維持するために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出その他監督上必要な事項の命令
第二区分	百パーセント以上百二十パーセント未満	連結自己資本規制比率を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画の提出、業務の方法の変更、財産の供託その他監督上必要な事項の命令
第三区分	百パーセント未満	三月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止その他監督上必要な事項の命令

（注）「連結自己資本規制比率」とは、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号）第二条に規定する連結自己資本規制比率をいう。